

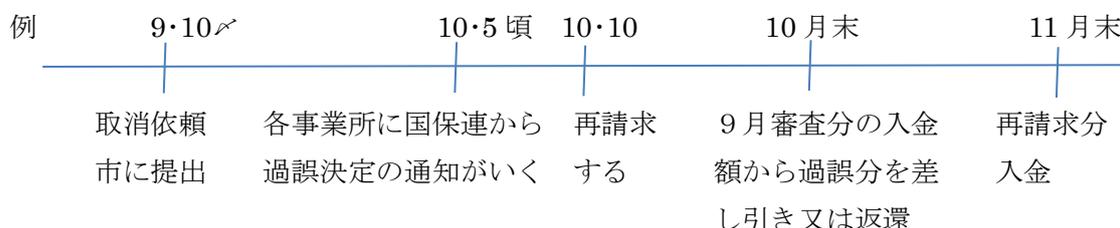
◇ 介護給付費の過誤申立について

既に請求を行っている介護給付費を訂正し、正しい給付額を請求し直すことを「過誤申立」といいます。郡山市被保険者の介護給付費に係る過誤申立をする場合は、「介護給付費明細書の取消依頼書」に必要事項を記入して、郡山市介護保険課まで提出してください。

1 過誤調整の種類

(1) 通常過誤（毎月10日までに提出）

審査決定済額を過誤決定月の入金分から差し引き又は返還し、再請求で正しい給付額を受け取る。



(2) 同月過誤（毎月25日までに提出）

審査決定済額と正しい金額を相殺し、差額を受け取り又は返還。
大量に過誤調整が必要となった場合などに実施。



2 その他（留意点等）

■返戻、保留、審査中となっている請求の取下げはできません。

※国保連合会へ請求した月の24日頃までの期間に係る取下げや、「保留」に係る取下げについては、国保連合会へ「介護保険請求明細書取り下げ（保留解除）依頼書」の提出が必要です。

（手続詳細、様式等は、福島県国民健康保険団体連合会ウェブサイトをご確認ください。）

■取消を行うサービスの提供月、請求単位数等、「介護給付費明細書の取消依頼書」の記載内容に誤りがないようご確認ください。

■他市町村被保険者の介護給付費に係る過誤申立については、保険者である市町村又は行政事務組合へご確認ください。